

事故分析結果等の公表について

1. 公表の目的

能登町介護保険サービス事業者における事故発生時の取扱いに関する要綱第8条の規定により、下記のとおり、事業者から提供された事故報告や事故の対応の好事例の紹介、または事故の分析結果等を公表することで、今後の事業者の介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上の一助となることを目的とします。

2. 公表内容

(1) 公表対象事業所 事故報告を提供した町内事業所、又は保険者が能登町である被保険者が利用する町外事業所

(2) 公表対象件数 13件

(3) 公表対象事例 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに報告があったもの

※提供された報告を一部変更、又は省略した表現として使用している場合があります。

※「能登町介護保険サービス事業者における事故発生時の取扱いに関する要綱」は令和2年6月1日に告示されました。告示以降における報告には事故後の状況等の記載を求めるようになりました。